



がんばる 青年農業者

食べよう!志摩のめぐみ



 広報しま

Shima

笑顔をつなぐ情報誌

2013.11

Vol.163

みんなで



地 元 で 生 産 し て 地 元 で 消 費



●地産地消とは？

地元で生産されたものを地元で消費することです。身近な食材を食べることで地元農業の支援や農地の保全につながります。

また、地元産品の購入を通じて農業者と消費者が交流することで、消費者に新鮮で安心な食品を味わっていただけるだけでなく、農業者の方の生産意欲が高まったり、消費者のニーズを把握することができるようになります。

●地場産品を味わったことはありますか？

市を代表する食材としては、的矢かき、あのりふぐ、あおさを代表とした水産物をよくご存じだと思いますが、市内では市場で高い評価を受けたり、メディアで取り上げられるような美味しい農産物も生産されています。代表的なものとしては、いちご、メロン、隼人芋（きんこの芋）などがあります。



しかし一方で、農家を取りまく環境は、全国的な流れと同様、高齢化や後継者不足などが市内でも問題となっています。そのため、耕作放棄地が増えたり、農業そのものをやめてしまうといった問題が発生し、生産への影響も出てきています。

そのような中でも、若手の農業者で活躍されている人もみえます。地元で生産したものを地元で消費していくことは、次代の農業を支えていく大きな力になります。

皆さんで地元の味を楽しみながら、市の農業について考えてみませんか。

●表紙の写真～青年農業者の皆さん～

今回の表紙でご紹介した人々は、市内で米やトマトやイチゴの栽培をされています。

この中には独立して農業を営まれている人もいますし、親子2代で農業をされている人もいますが、どの人も志摩の農業のこれからを担っていく若手の人々です。

左上／ <small>みなみ</small> 南	ただあき 忠昭さん（水稻、トマト）
右上／ <small>なかむら</small> 仲村	たくや 琢也さん（イチゴ）
中央／ <small>かわい</small> 河井	じゅんたろう 淳太郎さん（水稻、もちあられ加工）
左下／ <small>まきたに</small> 牧谷	ひろく 拓さん（ミニトマト）
右下／ <small>しいとう</small> 伊藤	としひろ 敏宏さん（イチゴ）

●地場産品はこんなところにあります

市の地元の食材は、自治会などにより各地で開催されている朝市や、地元スーパーの特設コーナーなどで購入することができます。

市では、地元で生産された農水産物を使い、気軽に味わっていただける加工品（ジャム、アイス、ジュース）を阿児特産物開発センターで製造・販売しています。

阿児特産物開発センター

製品の内容などについては、下記センターまたは農林課（Tel44-0288）までお問い合わせください。

加工品の商品開発、販売や加工室の貸出もしています。製品には季節限定商品や数に限りのあるものもありますので、直接お問い合わせください。



志摩のめぐみ

〒517-0502 阿児町神明2034番地

☎ 43・4799 FAX 46・1132

🌐 <http://www6.ocn.ne.jp/~agotoku/>

営業時間 9時～17時

定休日 土・日・祝日・年末年始



農業塾「なごみ」第4期生募集！ ～農業を生きがいに～



11月から募集開始します！
定員10人（定員になり次第締め切ります）

充実したカリキュラム

- 実地研修 実際に野菜を栽培して販売します
- 基礎知識研修 農業に必要な知識が身に付きます

期間 平成26年4月～平成27年3月予定

受講料 12,000円（年間）

窓口はJAとなっておりますので、くわしくはJA鳥羽志摩 営農指導販売課 ☎ 43・5889
または最寄りのJA店舗へお問い合わせください。





国際会議 PNLNGフォーラム2013を開催しました!



9月29日～10月3日の5日間、東アジア11か国、約170人の参加者が集い、陸域と海域を一体的に捉えた持続可能なまちづくりに関する各地域の取り組みなどを情報交換しました。



志摩市は、今回のフォーラムでPNLNGの正式な会員となり、新しい里海創生によるまちづくりについて報告し、参加者と活発な議論が行われました。2日には、伊勢志摩国立公園の美しい景観や施設、干潟などの視察が行われ、志摩の取り組みをより深く知り、志摩の魅力を肌で感じてもらうことができました。



ウェルカムメッセージへのご協力ありがとうございました m(_ _)m



里海フェスティバル



里海の環 ～志摩っいいね♪～

とき **11月17日(日)10時～15時**
 ところ **阿児アリーナ**

プログラム

- 音っいいね♪リズムであそぼ
- 映画「ふるさとがえり」上映会
- モザイクアート制作
- 草木染めワークショップ
- 里海フードコート
- 水産高校公開授業 など

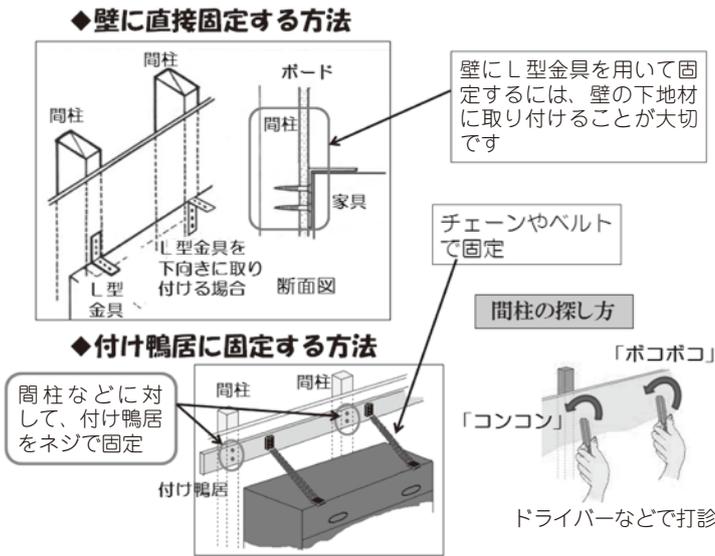
してありますか？家具類の転倒・落下・移動防止策

前月号で、事前の地震対策について特集し、その中で「家具類の転倒防止策」の重要性と家具固定器具類の効果について取り上げましたが、今月号では、その固定器具類を使用した家具類の固定方法について紹介します。

壁に固定する方法

「L型金具を使用して「壁に直接固定する方法」とチェーンやベルトを使用し、「付け鴨居に固定する方法」があります（図参照）。

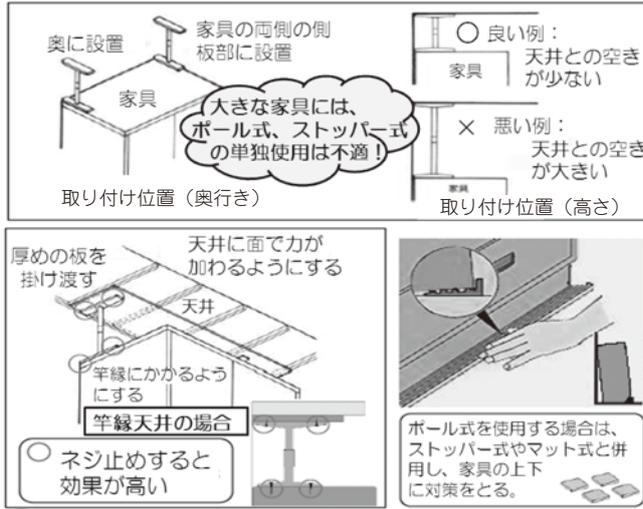
固定にあたっては長めのネジを使用し、壁下地の柱や間柱にしっかりとねじ込むようにしましょう。



ポール式やストッパー式器具の取付方法

壁や柱にネジ止めできない場合は、ポール式の器具を天井との間に突っ張って固定する方法や、マットを敷いて家具類に傾きを持たせる方法があります（図参照）。この場合、それぞれの単独使用では効果が小さいので、併用するようにしましょう。

◆ポール式転倒防止器具・ストッパー式器具の取付

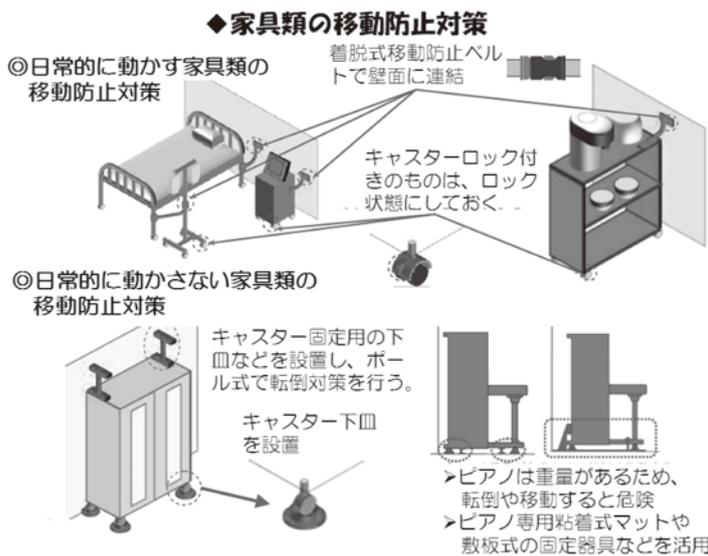


家具類の移動防止対策

◆ポール式器具を取り付けるときは、天井に十分な強度があることを確認してください。天井に強度がない場合は、天井側に家具の幅以上の板で補強し、更にポール式と当て板をネジで固定すると効果が大きくなります。

◆ポール式は、奥行きのない家具や天井との間隔の大きい場合には不向きです。

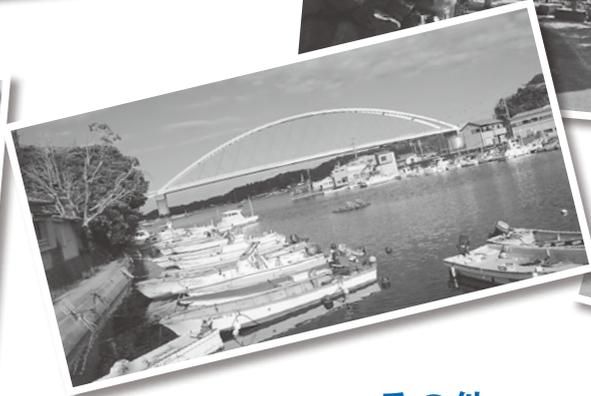
◆キャスト（車輪）付きの家具類やピアノは、その用途に応じ、次の図を参考に移動しないようにしておきましょう



広報サポーター 大募集!



より市民へ親しまれる紙面作りを行うために、紙面作りに参加していただく広報サポーターを募集します。広報サポーターは、市民の視点から市内のイベントなどへ参加した感想記事や撮影した写真を提供していただきます。



活動内容

次の活動を随時行っていただきます。

- ① 市内で開催されたイベントなど（公共性の高いもの）のスナップ写真や感想記事の提供
- ② 市内の四季折々の風景写真の提供
- ③ 話題のもの、人などのレポート記事の提供
- ④ その他広報活動への協力

応募資格

- ① 満16歳以上
- ② 市内に住所を有するか、通勤、通学している人

謝礼など

謝礼や交通費、日当などは支給されません。

その他

- 記事の内容によっては、事前に市長公室との協議が必要な場合があります。
- 記事をいただいた場合でも、ページの都合などにより掲載できない場合があります。
- 編集の都合上、記事の内容を一部変更させていただく場合があります。
- 掲載された記事の著作権は市に帰属します。
- 写真の提出はデジタルデータでお願いします。
- 提供していただいた写真および記事は、市ホームページなどにおいても使用させていただく場合があります。

問い合わせ

市長公室 ☎ 44・0200

FAX 44・5252

E-mail shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

「虐待かも…」そう感じたら、すぐ連絡を

あなたの周りの人や子どもが虐待を受けているかもしれないと感じたら、次の各相談窓口に連絡してください。「本当に虐待かどうかわからない」そう不安に思うかもしれませんが、虐待かどうかは、連絡を受けた側が確認（調査）します。その結果、虐待がなくても、連絡が善意でなされたかぎり、責任を問われることはありません。また、連絡した人の秘密は守られます。連絡は、その親子や家族などが、よき支援者、に出会いつきつけかけです。あなたからの一報が、家族の支援につながります。

子ども虐待

「子ども虐待」とは、「子どもの心や体の健やかな育ちを極端に損ねる行為」のこと。おもな虐待として次の4つに分類されます。

- ① **身体的虐待**
「殴る」「蹴る」など、子どもの身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加えること
- ② **心理的虐待**
「無視する」「傷つけるようなことを繰り返す」「子どもに著しい心理的外傷を与える言動
- ③ **性的虐待**
子どもにわいせつな行為をすること、または、子どもにわいせつな行為をさせること
- ④ **ネグレクト（保護の怠慢・拒否）**
「適切な食事を与えない」「重大な病気になっても病院に連れて行かない」など、保護者としての監護を著しく怠ること

しつけのつもりであっても、結果的に保護者の言動が子どもの育ちに悪影響を与えているとすれば、それは虐待になります。

障がい者虐待

「障がい者虐待」とは、「障がい者の尊厳を害し、自立と社会参加を阻害する行為」のこと。おもな虐待として次の5つに分類されます。

- ① **身体的虐待**
暴力を加える
- ② **性的虐待**
わいせつな行為を強要
- ③ **心理的虐待**
暴言・拒絶的な態度
- ④ **介護・世話の放棄**
衰弱させる
- ⑤ **経済的虐待**
金銭の不当使用

障がい者の特性から、自分にされていることが、虐待と認識できない場合もあります。また、家庭だけでなく、施設や就労現場が虐待の現場となります。本人や家族からの訴えがない場合でも、虐待の客観的事実を確認し、

高齢者虐待

「高齢者虐待」とは、「高齢者の権利を侵害し、心や体に苦痛を与えたり傷を負わせる行為」のこと。例えば、

- 『殴る・けるなどの身体的な暴力』
- 『怒鳴る・ののしるなどの言葉の暴力』
- 『食事や排せつなどの世話をせず
に放置する』
- 『性的な行為の強要』
- 『年金を本人の意思に反して使用する』

「虐待をしている」という自覚が介護者や家族にない場合が多く、高齢者自身も虐待を自覚していないこともあります。しかし、客観的に見て権利侵害が行われている場合は、「虐待」です。介護者の中には協力者や相談相手がおらず、1人で介護を担っている人もいます。介護者が自分だけでは解決できない問題にぶつかるともありません。周りの人が早く気づき、支援者につながることで、高齢者と介護者を救います。

連絡先

○障がい者虐待

市障がい者虐待防止センター
(市相談支援センターこだま)

☎ 44・3880 FAX 44・3885
休日・平日夜間
☎ 080・3622・4875 FAX 44・0217

○高齢者虐待

ふくし総合支援室(地域包括支援センター)
※まずは電話でご連絡ください。

☎ 44・0280 FAX 44・5260
☎ sogoshien@city.shima.lg.jp

○子ども虐待

市福祉事務所 ふくし総合支援室
※まずは電話でご連絡ください。

☎ 44・4862 FAX 44・4868
☎ sogoshien@city.shima.lg.jp
南勢志摩児童相談所
☎ (0596) 27・5143

休日、平日夜間
県児童相談センター
☎ (059) 231・5901

生命の危険など緊急性が高い場合は警察(110番)または救急(119番)へ



財政健全化を目指して

～さらなる行財政改革が必要です～

財政課 ☎ 44・0204 FAX 44・5252 ✉ zaisei@city.shima.lg.jp

平成21年11月に策定しました財政健全化アクションプログラムでは、「施設の統廃合など」「事務事業の見直し」「補助金の見直し」「歳入の見直し」の4項目にかかる具体的な方策を打ち出し、各年度の予算編成ならびにその執行過程において、おおむね実現してきました。

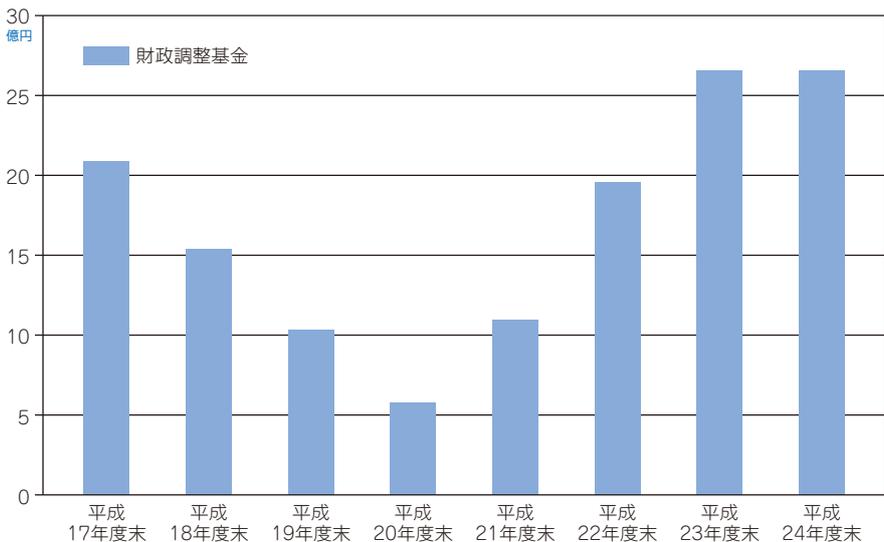
これまで財政健全化アクションプログラムの実行や職員数の削減に取り組んできましたが、将来、安定的な財政運営が図れるまでの十分な効果が得られず、今回作成しました財政収支見通しによれば、将来非常に厳しい財政状況になることが明らかとなりました。

この厳しい現状を市民の皆さんに知っていただくために、市の財政状況と今後の財政収支見通しをお知らせします。

市の財政状況は？

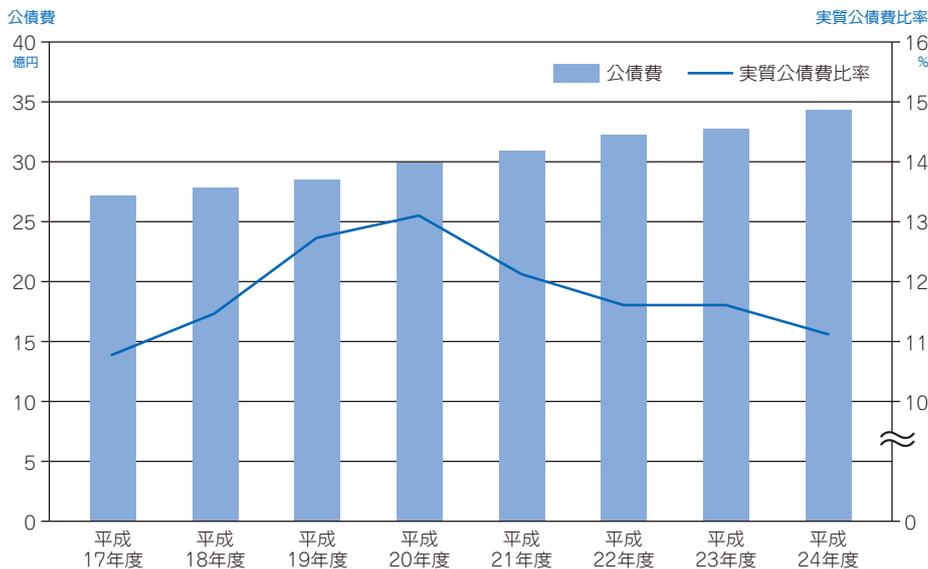
・基金（貯金）の状況

市は、平成16年10月1日に旧志摩郡5町が合併してから9年が経過しました。合併時点には、市の貯金にあたる財政調整基金が20億円ありましたが、平成21年度末には6億円を下回る状況にまで至りました。その後国の緊急経済対策や普通交付税の増額による歳入増のほか財政健全化アクションプログラムによる取り組みや職員数の削減による人件費の減により、平成24年度末で26億円まで積立をすることができました。



・借金の状況

借金の負担割合を表す実質公債費比率によれば20年度決算で13.1%まで上昇しましたが、返済金の大部分を地方交付税でカバーできる合併特例債を有効に活用してきたことから各年度の公債費（借金返済額）は年々増加していますが、24年度には11.1%と実質的な借金の負担割合は下がっています。以上の内容からすればここ数年の間には財政状況は悪い状況になったというよりも、ややよくなる傾向であったといえます。



※単年度の実質公債費比率を表示しているため、本来の実質公債費比率(3か年平均)とは異なります。

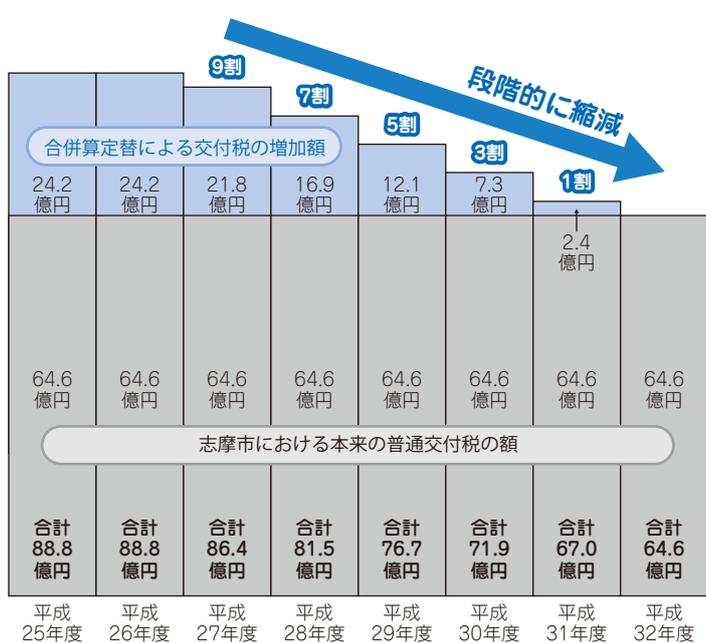
なぜ財政収支見通しにおいては将来厳しい財政状況になるの？

その最も大きな要因は、合併をした市町村だけが特例として認められている「普通交付税の合併算定替」が間もなく段階的に縮減され、近い将来歳入が大幅に減少するためです。

合併算定替とは？

地方交付税は、一般的に必要な経費（普通交付税）と災害など特別な事情により必要となる経費（特別交付税）に分けて交付されます。普通交付税は、全国一定水準の行政サービスを提供するため一定のルールに基づき計算した結果、歳入不足を補うように交付されます。市町村合併した志摩市においてはスケールメリットにより効率的な行政サービスを提供できることから、普通交付税の額を算定する上で単位あたりのコストは減少する（経常的な経費は少なくなる）と計算され、旧5町が合併しなかった場合の合計額より少ない交付額になり、効率的に集約された1つの市としての本来の額となります。

しかし、合併後ただちに経費の節減ができないことから、10年間は5町が合併しなかった場合の合算額を下回らないよう算定し、その後5年間は段階的に縮減されます。志摩市では平成27年度から段階的に縮減され、平成32年度から1つの市の交付額（一本算定）になることから、歳入は確実に減少することになります。



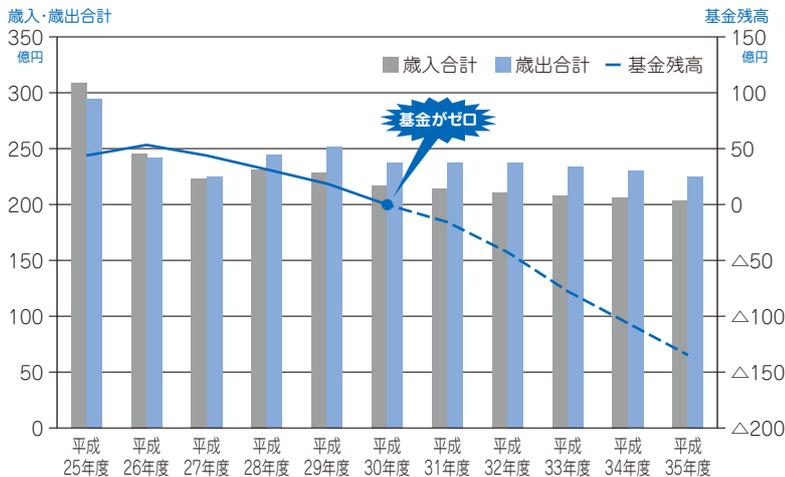
※平成24年度交付ベースで推計していますので実際の数値とは異なります。

今後の見通しは？

歳入歳出それぞれの推計で差し引きすると普通交付税の合併算定替の縮減が開始される27年度から赤字のため財政調整基金を取り崩した財政運営となり、歳入不足が33年度には最大で29億円生じます。

25年度末においては財政調整基金および減債基金（地方債の計画的な償還を行うために設置した基金を合わせた基金残高が48億円になる見通しですが、27年度からの歳入不足を補うため、基金の取り崩しを行うと30年度には基金が底をつくこととなります。

基金がゼロということは、適正な財政運営ができません。その後年々赤字幅が増加し、35年度には132億円の累積赤字となる見込みです。



※この収支見通しは、あくまでも今後の課題を抽出し、行財政改革に取り組むための基礎資料として作成したものであり、新たな行財政改革項目は反映していません。

今後の取り組みは？

今までも行財政改革に取り組んできましたが、現行のルールどおり合併算定替の縮減が行われた場合は、今後何も行財政改革を実施しなければ危機的な財政状況に陥りま

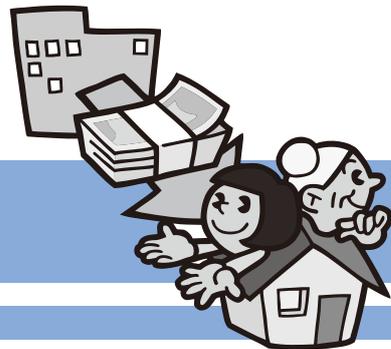
す。この状況を回避するためには、経費の見直しなどによる事業の縮小や場合によっては廃止するなど取捨選択が必要になります。また、公共施設の使用料の見直しなど受益者負担のあり方も検討する必要があります。

現在、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するために設置されている市行政改革推進委員会においては、財政健全化に向けての議論を交わし、財政健全化に関する答申をいただく予定をしています。

また、市行政改革推進本部においても、財政健全化に対する具体的な取り組みについて協議を進めているところで

す。その答申および協議を踏まえ、具体的な行財政改革の項目を示した第2次財政健全化アクションプログラムとそれを反映した財政計画の策定を予定しています。その内容につきましてはあらためて皆さんにお知らせします。

※市の財政収支見通し（平成26～35年度）は、市ホームページでご覧いただけます。



知って安心! 国民年金

市民課

☎ 44・0210

FAX 44・5260

伊勢年金事務所

☎ (0596) 27・3604

◆『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が発行されます
 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が、社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された人については、平成26年2月上旬に送付されます。

◎ご家族の国民年金保険料を納付した場合は

世帯主は、家族(世帯員)の国民年金保険料を連帯して納付する義務があ

ります(夫婦もお互いの保険料を連帯して納付する義務があります)。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付された人がその保険料を申告することができまますのでご家族宛てに送られた控除証明書を添付してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキの内容をご確認のうえ専用ダイヤルにお問い合わせてください。

控除証明書専用ダイヤル

ナビダイヤル

0570・070・117

(IP電話・PHS電話は

03・6700・1130)

受付期間

平成25年11月1日(金)

～平成26年3月14日(金)

受付時間

・月曜日 8時30分～19時

・火～金曜日 8時30分～17時15分

・第2土曜日 9時30分～16時

月曜日が祝日の場合、火曜日が19時までとなります。

※祝日・12月28日～1月5日は、ご利用いただけません。

●受給者の皆さんへ

◆『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は、課税されません)。

課税対象となる受給者には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(平成26年分) (ハガキ) が送付されますので、提出期限(12月2日) までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金に係る所得税の源泉徴収税額が決まります。もし、提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

年金以外に収入がある人は、確定申告が必要です。

「扶養親族等申告書」が送付される人は、65歳未満で年金額108万円以上の人または、65歳以上で年金額158万円以上の人です。ただし、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は送付されません。

住民基本台帳の一部の写しの 閲覧状況をお知らせします

市では、住民基本台帳法などにに基づき、個人情報保護に留意して住民基本台帳の写しを閲覧できます。今回は、4月1日から9月30日までの閲覧状況を次のとおり公表します。

市民課 ☎ 44・0210 FAX 44・5260

◆個人または法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧◆

閲覧年月日	閲覧申出者 ()内：委託者	利用目的の概要・閲覧に係る 住民の範囲	閲覧対象
5月13日	廣 昌史	厄年名簿作成：阿児町鶉方地区 昭和48年度、昭和57年度、平成2年度、平成8年度 生まれ ※	207人
5月14日	伊雑宮奉賛会 副会長 南 幸生	伊雑宮延寿杖贈呈：磯部町 昭和8年生まれ	108人
5月20日	(社)中央調査社 会長 西澤 豊 (内閣府大臣官房政府 広報室長 武川 恵子)	国民生活に関する世論調査：志摩町和具地区 上限なし～平成5年5月末日生まれ	29人
5月20日	大西 充也	還暦者名簿作成：阿児町鶉方地区 昭和29年度生まれ ※	115人
6月13日	(社)中央調査社 会長 西澤 豊 ((株)野村総合研究所 常務執行役員 此本臣吾)	テレビ視聴に関する調査：阿児町神明地区 上限なし～平成9年6月末日生まれ	14人
6月18日	中村 悟	還暦者名簿作成：阿児町立神地区 昭和29年度生まれ ※	10人
6月19日	尾崎 直人	厄年名簿作成：阿児町安乗・国府地区 昭和48年度、昭和57年度、平成2年度、平成8年度 生まれ ※	44人
7月4日	(社)中央調査社 会長 西澤 豊 (独立行政法人国立病院 機構 久里浜医療センター 院長 樋口 進)	飲酒と生活習慣に関する調査：阿児町神明地区 上限なし～平成5年6月末日生まれ	26人
8月14日	川添 亨	厄年名簿作成：阿児町立神地区 昭和48年度生まれ ※	15人
9月27日	上村 貴郎	厄年名簿作成：阿児町国府地区 昭和48年度、昭和57年度、平成2年度、平成8年度 生まれ ※	43人
9月27日	大田 隆英	厄年名簿作成：大王町波切地区 昭和48年度生まれ ※	18人

※年度生まれとは、その年の4月2日から翌年の4月1日の間の生まれをいう。

市国民健康保険 加入の皆さんへ

**医療機関などの
適正受診にご協力
ください**

◆医療機関の窓口で支払うのは 医療費の一部です

医療機関で受診する際には、窓口で医療費の一部に相当する自己負担額を支払います。
ところが、実際にかかる医療費は、それだけではすみません。残りの医療費（7割〜9割）を保険者（市）が支払わなければなりません。

◆はじめて受診・重複受診は やめましょう

はじめて受診・重複受診とは、ある病気で、同時に複数の医療機関にかかることをいいます。
医師は、患者の訴えや症状により、検査や治療を行います。病院を転々

◆休日などの受診には、 割増料金が加算されます

時間外、休日、深夜には、通常の料金に規定の割増料金が加算されます。
急病などやむを得ないとき以外は、昼間の診療時間内に受診するようにしましょう。

◆医療費の支払いの財源は 皆さんの保険税です

重複受診などは、いたずらに医療費を増やしてしまいます。同じ症状で、2つの医療機関を受診すれば、通常の額の額が請求されることになります。
保険税は、医療費の支払いの貴重な財源です。医療費が増えれば、保険税の値上がりにつながります。

◆ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬の特許期間終了後に厚生労働省の認可のもとで製造・販売される先発医薬品と主成分・効能が同一な低価格な医薬品です。ジェネリック医薬品の使用は、皆さんの医療費の節約だけでなく、国保財政の負担軽減につながります。
かかりつけの医師や薬剤師に相談してみましよう。

**かかりつけ医を
持ちましよう**

日常的な診療や健康管理などを行ってくれる身近なお医者さんのことをかかりつけ医と呼んでいます。大きい病院では、待ち時間が長くかかることが多いので、ご家族でかかりつけ医を決めておくと大変便利です。

◆かかりつけ医のメリット

- ・待ち時間が比較的短く、受診の手続きも簡単です。
- ・入院や検査などが必要なときは、適切な病院を指示、紹介してもらえます。
- ・家族の病状・病歴、健康状態を把握しているの、もしものときは、素早い対応をしてもらえます。
- ・食事など、日常の健康管理のアドバイスをしてもらえます。

問い合わせ

保険課 44・0213
44・5260
FAX
hoken@city.shima.lg.jp

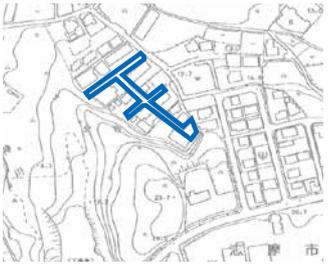


不動産を公売します

下記の通り不動産の公売を実施します。公売不動産を買い受けたい人はぜひ入札に参加してください。

- **公売期日** 11月19日(火)
- **入札** 10時30分から11時00分まで
- **公売場所** 阿児町鵜方3098番地22 市役所 4階 403・404会議室
 ※公売に関する説明を公売期日10時00分から公売場所において行いますので10時00分までにお越しください。

公売財産一覧

売却区分番号:S25-12	売却区分番号:S25-13
見積価額:840,000円	見積価額:1,520,000円
公売保証金:90,000円	公売保証金:160,000円
<p>所在 浜島町浜島字鴻洲 地番 3564番37 地目 雑種地 地積 100㎡</p> <p style="text-align: right;">【位置図】</p>  <p style="text-align: center;">浜島磯体験施設「海ほおずき」</p>	<p>所在 阿児町鵜方字金谷 地番 3019番24 地目 山林 地積 169㎡</p> <p>他5筆(位置指定道路の共有持分) 所在など 阿児町鵜方字金谷 3019番1、3019番9、 3019番23、3019番28、 3019番29</p> <p style="text-align: right;">【位置図】</p> 
売却区分番号:S25-14	売却区分番号:S25-15
見積価額:760,000円	見積価額:630,000円
公売保証金:80,000円	公売保証金:70,000円
<p>所在 阿児町神明字後 地番 1241番10 地目 山林 地積 176㎡</p> <p style="text-align: right;">【位置図】</p> 	<p>所在 阿児町神明字中田 地番 972番17 地目 雑種地 地積 169㎡</p> <p style="text-align: right;">【位置図】</p> 

- ※「不動産公売のお知らせ」を収税課、各支所窓口に備え付けてありますのでご覧ください。
- ※入札に必要な書類(入札書など)は、公売当日に会場でお渡しします。
- ※公売公告に記載されている公売財産は、売却区分番号単位で公売を中止する場合があります。事前に公売中止の有無をご確認ください。
- ※各売却区分番号の公売条件などくわしくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 収税課 ☎ 44・0212 FAX 44・5260 ✉ shuzei@city.shima.lg.jp

年末調整等説明会・ 所得税の青色決算等説明会

年末調整および所得税の青色決算等説明会を開催します。なお、平成24年分の確定申告書を国税電子申告（e-Tax）により提出された人には、平成25年分以降の青色申告決算書などの送付を行いませんので、ご了承ください。青色申告決算書などが必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、伊勢税務署または説明会当日に会場でお受け取りください。平成25年分確定申告もぜひ、電子申告（e-Tax）をご利用ください。

なお、11月18日（月）の青色決算等説明会終了後、個人住民税の特別徴収事務説明会を行います。

・年末調整等説明会

とき・ところ

11月15日（金）10時および14時

伊勢市生涯学習センター（5セット）A

11月18日（月）10時

阿児アリーナ（ベイホール）

・所得税の青色決算等説明会

とき・ところ

11月14日（木）14時

伊勢市生涯学習センター（5セット）A

11月18日（月）14時

阿児アリーナ（ミーティングルーム）

◆どちらもいずれの日にも出席していただいてもかまいません。

問い合わせ

伊勢税務署

☎（0596）28・3191

※個人住民税の特別徴収についての

問い合わせ…課税課

☎44・0211
FAX 44・5260
kazei@city.shima.lg.jp

介護認定を受けた人へ

年末調整や確定申告で税の控除を受けられる証明書を発行します

【障害者控除対象者認定】

介護保険の要介護認定を受けた人で一定の基準に該当する場合、申請により税法上の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象となる要件

平成25年12月31日時点において、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人で、認知症や身体上の障がいがある一定以上の基準に該当する人（要支援者は除く）

※要介護認定を受けていても、必ずしも対象になるとは限りません。

※所得状況などにより、税金の控除が必要でない人は、申請の必要はありません。

※既に障害者手帳や療育手帳などを持っている人は、申請することができません。

【おむつ代の医療費控除】

傷病により6か月以上寝たきりのため、おむつが必要と医師が認めた人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。そのうち、一定の基準に該当する場合、申請により「おむつに係る費用の医療費控除の確認書」を交付します。

対象となる要件

次の①～③のすべてに該当し、一定の基準を満たす人

- ①要介護・要支援認定を受けている人
- ②要介護認定を受けた際に作成された主治医意見書において、心身の障がいがある一定の基準に該当する人
- ③おむつの医療費控除を受けるのが2年目以降の人

※初めて、おむつの医療費控除を受ける場合は、市ではこの確認書を交付できませんので、医療機関で証明書を発行してもらってください。証明書の様式は介護保険課または各支所にあります。

【両控除共通】申請方法

介護保険課または各支所で申請してください。

※障害者控除対象者認定の申請は必ず対象者の印鑑を持参してください。

結果は後日、介護保険課から通知します。

申請書を受理してから結果を通知するまでに一週間程度かかりますので、早めに申請してください。

問い合わせ

介護保険課

☎44・0284 FAX 44・5260

kaigo@city.shima.lg.jp

「住生活総合調査」にご協力をお願いします

12月1日（日）に、全国一斉の「平成25年住生活総合調査」が実施されます。この調査は、国土交通省が都道府県、市町村の協力のもと5年ごとに実施するもので、皆さんの住宅や住環境に対する主観的な評価や、今後の住まい方・改善計画などをお伺いし、国や地方公共団体が今後の住宅施策を行う上で重要な資料となるものです。

一定の抽出方法により、調査の対象となりましたお宅には、知事が任命した調査員が11月下旬に訪問し、調査をお願いさせていただきます。

お答えいただいた内容は、統計以外の目的に使うことは法律で固く禁じられていますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

問い合わせ

都市計画課

☎44・0305 FAX 44・5262

toshikeikaku@city.shima.lg.jp



開発予定地の埋蔵文化財包蔵地の確認・調査はお済みですか？

○土木工事などを行う場合は、必ず事前に埋蔵文化財包蔵地の有無を確認してください。

住宅や倉庫などの建設・建て替え、市道の建設、駐車場や農地をはじめとする土地の造成、土取りなど、土地を掘削する土木工事などを行う場所が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の場合は、文化財保護法（93条第1項）に基づく手続きが義務付けられています。

以前に埋蔵文化財包蔵地の範囲外と判断されて、土木工事などが行われた場合でも、その後の調査・発見により新たに埋蔵文化財包蔵地とされることもあります。土木工事などを行うときには、必ず事前に開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の範囲内かどうかをお問い合わせください。

※埋蔵文化財包蔵地の範囲内と判断されて、過去に発掘調査などが行われた場所でも、その敷地内で『包蔵地の範囲内』で過去に発掘調査などが行われた場合でも、その敷地内で新たに土木工事などを行うときは、同じく文化財保護法（第93条第1項）に基づく手続きが義務付けられています。

【確認方法】 開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の範囲内かどうかは、下記により確認できます。

1. 窓口での確認 2. ファクス・郵送での確認

ファクス・郵送の場合は、広域地図、詳細地図（住宅地図など）の該当箇所に明確な印をつけて、照会地番、連絡先（会社名、担当者名、電話番号）を明記のうえ、送信してください（住所・地番のみの照会では確認が不可能です。必ず地図の写しを送信してください）。

【注】 現在遺跡範囲外の地域でも、新たに遺跡が発見される可能性がありますので、その場合にも必要な手続きをお願いします。

【土木工事などの予定地が遺跡の範囲内の場合】

開発予定地が埋蔵文化財包蔵地の範囲内の場合、工事着工予定日の60日前までに所定の書類（周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事などの発掘届出書）を提出していただくとともに、事前に生涯学習スポーツ課と協議が必要になります。

協議の流れは、次のとおりです。

- 1 土木工事などの内容を聞き、文化財保護法による諸手続きを説明します。
- 2 遅くとも工事着工予定日の60日前までに所定の届出を行います。
- 3 地権者の了承のうえ、範囲の一部分を試験的に掘って、遺跡が残されていないかを確認する試掘調査を実施します。
- 4 このようにして確認された遺跡が、土木工事などの実施によって破壊される可能性があれば、再度協議を行い、「工事内容の変更」や工事前に「発掘調査」を実施するなどの措置を取ることになります。

埋蔵文化財は、昔からこの地域で生活していた人々の痕跡を現在に残すもので、地域の貴重な財産として子孫に受け継がれていくものです。これらは一度破壊されると二度と元には戻りません。土木工事などにあたっては、埋蔵文化財保護のために適切な手続きにご協力をお願いします。

【問い合わせ】 生涯学習スポーツ課 ☎ 44・0339 FAX 44・5263 ✉ ky-sgakuspo@city.shima.lg.jp

新しいごみ処理施設について

平成26年4月1日から、鳥羽市・志摩市から排出される一般廃棄物を処理する施設として「やまだエコセンター」が稼働します。施設の運営開始にあたり、ごみ処理手数料や施設への経路などについてお知らせします。

●場所 磯部町山田800番地

●ごみ処理手数料

170円/10kg（10kg以下の場合170円）

※市の指定ごみ袋を使用してやまだエコセンターに直接持ち込んだ場合でもごみ処理手数料が必要となりますのでご注意ください。

※決められた日時に、決められたものを自分の地区の集積場に出す場合には手数料はかかりません。

●施設の開業時間

8時30分から16時まで

※年末年始は開業時間が異なります。

●施設の休業日

土曜日（12月31日および1月2日を除く）、国民の祝日に関する法律に規定する休日（1月2日を除く）、1月3日

●施設へ搬入できるもの

資源ごみ（プラスチック製容器包装、白色トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、缶、びん、紙類、乾電池、蛍光管）、可燃ごみ、不燃ごみ（金属類、小型家電製品など）、粗大ごみ（タンス、本棚、机、椅子など）

※産業廃棄物に該当するものは搬入できません。

【施設への経路】



【問い合わせ】 鳥羽志勢広域連合 環境課 ☎ 56・1030 FAX 56・1023

集団検診のお知らせ

検診を希望される人は、平日8時30分～17時に最寄りの保健センターへお申し込みください（電話可）。

肺がん・結核検診、大腸がん検診【11月実施分・申し込み受付中です。】

地区	とき	当日の受付時間	ところ	提出日時 (採便・喀痰)
志摩	11月19日(火)	10時～12時	片田共同福祉施設	11月26日(火) 8時30分～10時30分
		13時30分～15時30分	志摩B&G海洋センター	
	11月20日(水)	9時30分～11時	御座コミュニティセンター	
		12時30分～15時30分	越賀地区多目的集会施設	
	11月21日(木)	9時30分～12時45分	和具浦船着場	
		14時～16時	志摩文化会館	

マンモグラフィ(エックス線撮影)による乳がん検診・子宮頸がん検診

地区	とき	検診当日受付時間	検診種類		ところ
			乳がん	子宮頸がん	
阿児	11月18日(月)	9時30分～10時	○	△	サンライフあご
		10時30分～11時	○	△	
		13時～13時30分	△	○	
		14時～14時30分	○	○	
浜島	11月27日(水)	13時～13時30分	○	○	浜島B&G海洋センター
		14時～14時30分	○	○	
阿児	12月9日(月)	13時～13時30分	○	○	サンライフあご
		14時～14時30分	○	○	

★12月9日(月)は二十代の健診を同時実施します。対象者には案内を送付します。

- 持ち物**
- 健康保険証（本人確認のため必ずお持ちください）
 - 健康手帳（40歳以上の人：お持ちでない人は発行します）
 - 無料クーポン券（お持ちの人）
 - バスタオル（乳がん検診のみ）
 - 三重乳がん検診ネットワークカード（乳がん検診のみ：お持ちの人）
- 対象**
- 肺がん・大腸がん検診 40歳以上の市民
 - 結核検診 65歳以上の市民
 - 乳がん検診・マンモグラフィ・・・40歳以上で偶数年齢の女性、無料クーポン券対象の人
 - 子宮頸がん検診 20歳以上で偶数年齢の女性、無料クーポン券対象の人



自己負担額 レントゲン(肺がん・結核) 200円 喀痰検査 600円 大腸がん検診 600円
乳がん 1,200円 子宮頸がん 1,200円

※同じ検診を年に2回受診した場合は、2回目は全額自己負担になります
下記に該当する人は、検診が無料になります。

- 70歳以上の人
- 市の国民健康保険に加入している人
- 無料クーポン券対象の人

※各種がん検診受診上の注意※

- 対象年齢は、平成26年4月1日時点の年齢です。
- 検診は個別検診か集団検診のどちらか一方の受診となります。
- 胃がん(バリウム)検診を受診した後で大腸がん検診を受診する人は、1週間の間隔をあけてください。

※胃がん検診の申し込みも受付中です。

申し込み・問い合わせ 総合保健センター ☎ 44・1105 FAX 44・1102
大王保健センター ☎ 72・5963 FAX 72・5964
磯部保健センター ☎ 55・4011 FAX 56・0750

高齢者 肺炎球菌が原因の肺炎を予防しましょう

市では、平成24年度から高齢者肺炎球菌予防接種をした人に対して、予算の範囲内で接種費用の一部を助成しています。

肺炎球菌ワクチンについて

肺炎は現在の日本人の死因の第3位となっており年齢とともに重症化しやすく、亡くなる人の多くは高齢者です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎の中でも最も多い原因となる「肺炎球菌」を防ぐワクチンです。免疫効果は5年以上続くと言われています。このワクチン接種によって、肺炎球菌が原因の肺炎を予防したり、かかった場合でも重症化を防ぐことができるとされています。インフルエンザ予防接種とあわせて接種すると、より効果的に肺炎を予防できます。接種後、免疫（抗体）ができるまで平均3週間程度かかります。

副反応について

注射をした部位の腫れ、痛み、軽い熱など。通常このような症状は2～3日で治まります。重い副反応の報告は非常に少なく安全性は高いと考えられています。

接種場所 実施医療機関（要予約）

予防接種費用 実施医療機関が定めた額

接種時に持っていくもの

- 健康保険証（持っている人のみ）
- 健康手帳（持っている人のみ）
- 予防接種費用

市の助成が受けられる接種日 平成24年4月1日～

助成対象 平成24年4月1日以降に接種し、接種日現在、市に住所を有する65歳以上の人

助成回数 生涯1回

助成金額 予防接種費用の半額（上限4,000円）【ただし、生活保護受給者は全額（上限8,000円）】

申請書設置場所と提出先 各保健センター・各支所

助成金申請手続きに必要なもの

- ①志摩市肺炎球菌予防接種費用助成金交付申請書兼請求書
- ②肺炎球菌予防接種にかかる領収書（写しでも可）
- ③予防接種日が確認できるもの【医療機関発行の接種済証（写しでも可）または健康手帳への記載の写し】
- ④印鑑・口座振込先の分かるもの（通帳など）

助成金申請方法

接種後、接種を受けた人（生活保護受給者を含む）から医療機関へ予防接種費用の全額を支払い、**助成金申請手続きに必要なもの②と③**を医療機関からもらってください。

その後、接種を受けた人が、**助成金申請手続きに必要なもの**を**申請書設置場所と提出先**（各保健センター・各支所）へ持参し、助成金の申請をしてください。

注意事項

高齢者肺炎球菌予防接種は、接種を希望する人のみが接種する任意接種です。入院が必要な程度の疾病や障がいなどの健康被害が起きた場合は「予防接種法」に基づく救済制度ではなく「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」による救済となります。接種する医師とよく相談のうえ、十分納得したうえで接種してください。



問い合わせ 健康推進課（総合保健センター）
☎ 44・1100 FAX 44・1102

～市休日夜間応急診療所～

場 所 県志摩庁舎
(旧志摩保健所)
2階

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

受付時間 □印の日は夜間
19時30分～21時30分
○印の日は昼間
(日曜・祝日診療の日)
9時30分～12時00分
13時30分～16時00分

診療日

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
③	④	5	6	7	8	9
⑩	11	12	13	14	15	16
⑰	18	19	20	21	22	⑳
㉒	25	26	27	28	29	30

12月

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14

シリーズ

医療・福祉・介護の現場から

第17回

志摩地域医療福祉センター

薬剤師

山崎朋子

皆さん、薬局でもらう「お薬手帳」をどのように利用されていますか？

家のタンスに大事にしまっていてありますというお話も聞きますが、この「お薬手帳」は家に保管するものでなく、常に持ち歩き活用していただくことで、その効果を発揮します。

例えば、ご自分の服薬の記録として、主治医の先生や薬局で「お薬手帳」を見せていただく、服用している期間ほどのくらいか、他の病院で同じような薬をもらっていないか、お薬同士の飲み合わせは大丈夫かなどのチェックができます。

特に胃薬やビタミン剤、痛み止めなどは内科でも整形外科でも処方されることが多い薬であり、重複して服用している人も時々いらっしゃいます。

複数の医療機関に通院されている人や、数十種類の薬を服用されている人は、病院ごとに手帳を分けるのではなく、一冊の「お薬手帳」に記録をまとめていただく管理しやすくなります。

もちろん病院でいただくお薬だけで

なく、市販薬や予防接種の記録などでもしておく便利ですよ。また、お薬を使い始めてから変わったことや、医師から「気を付けてください」と注意された副作用などを書き加えて活用していただくのも良い方法です。

そして容態が急変した時や、災害発生時などの緊急時に、お薬手帳にきちんと処方薬の記録があるおかげで、その後の対応が非常にスムーズになります。

東日本大震災の時にも「お薬手帳」のおかげで、いつものような薬を服用していたのが確認でき、非常に役立つたとの報告がありました。

いざという時に、「いつもどんな薬をのんでいたかな・・・？」と悩まないうちにも、ご自分はもちろんのこと、ご家族も含めて日ごろからしっかりと管理して、もしもの時に備えてください。

センター長

だより

センター長 鈴木孝明

今年も残すところ2か月足らずとなりました。冬になると気温が下がり、空気も乾燥していきましますし、同じくして風邪などにかかる人も増え、厳しい時期でもあります。中でもインフルエンザは健康な人であっても、まれに重い症状になることがありますので、皆さんの不安の種かもしれません。現在のところ治療薬があり、発熱の期間を短くする、重症になるのを減らすなどの効果はありますが、たくさん使われすぎると効かないウイルスが増えてきますから、根本的には予防が重要です。

つまり皆さんそれぞれが今からできることは何かあるかを考えてみるということです。例えば、ワクチン接種を受けることも一手です。市内でもかかりつけの医師にご相談いただければ受けることが可能です。集団免疫という考え方もあり、地域のたくさんの方が病気に強くなると、その地域では病気がはやりにくくなるようです。ワクチン接種だけでなく、うがい、手洗い、運動習慣、過労を避けるなど皆さんそれぞれが心掛けていくことで、たくさんの方が救われるかもしれません。

問い合わせ 志摩地域医療福祉センター

84・1000



理学療法学科 定員40名 4年制

OPEN CAMPUS 2013

11月30日(土) 10:00~

体験授業・入試説明・学校案内等

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 TEL.0596-24-2540

伊勢市御園町高向1658 http://www.kyoeigakuen.ac.jp/



光を観る

伊勢・鳥羽・志摩は言うに及ばず、国内はもとより世界中どこの国でも地域でも今、観光を重要産業と位置付けて観光客の誘致に頑張っています。

観光とは光を観ると書きますが、この光はその地域の時間、空間、場所などを指し、またその地域における食や人情、文化伝統なども意味し、これらを体と心で観て、体感し、共感することが観光だといわれています。国では観光のことを「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行うさまざまな活動であって、触れ合い、学び、遊ぶ」ということを目的とするもの」とし、「時間」、「場所・空間」、「目的」を3つの光としてこの面からこの光はたくさんの人々を地域にお招きし、その訪問者に地域を観る、共感していただく、泊っ

ていただく、食べていただくことだとしています。

観光で外貨を稼がせていただくには、その対価として訪問者には、人情熱く、きめ細やかなおもてなしで、心と体に安息と満足感を提供し訪問者も地元民も共に心身共に実利を得ることだと思えます。そして先ほども書きましたが、観光の情報発信をし、多くの観光客の誘致に、官民共にそれぞれに工夫を凝らし頑張っています。

そんな中、鳥羽市の取り組みでなるほどと思うのは、観光が重要産業だとの意識が行政にも市民にも強く、三代海女さんの活躍の物語化、真珠議會の開催での地域発信、1000人海女による海女着姿での東京での情報発信など何かにつけてトップランナーを目指しているとの思いを強くします。

そしてまた近頃、鳥羽市の出来事で、大きく感心し敬服したことがあります。それは一人の民間の方が強い信念と行動で、それを理解する協力者と共に、鳥羽の船津で埋もれつつあった古くから自然崇拜のご神体として信仰されてきた御山を、自分の汗をかき、稼ぎをつぎ込み、敬虔な信心と、並々ならぬ情熱をもって再興し、素晴しい地元の歴史を掘り起こしたことです。その名も「白滝大明神」様。「白滝大明神」様の云われはその道中に

掲げられた看板に書かれています。この場所はそんなに遠くない昔、島の娘と恋仲になったお坊さんが世間の風評に耐えられず、意思とは裏腹に恋絶ちを余儀なくされ、船津の山奥に隠棲したが、娘との恋心絶ち切れず、また娘もその思いを断ち切れず、島を飛び出した娘が船津を訪ね、世間との逆境に負けず、2人が愛に命をかけ最後まで愛を貫いた、そのお坊さんと島娘の恋に生きた感動の軌跡の場所です。そして今やここはその再興者の松本様のご努力のもと、それを聞きつけた日本中の恋人たちが、この「恋人たちの神様」を恋が美しく成就するパワースポットとして訪れるところとなってきました。また恋人たちの愛の深化や、片思いの恋心を相思相愛に昇華してくださる、恋の願いがかなう恋愛の神様「白滝大明神」様として老いも若きも恋に生きる人、恋を願う人たちの参詣客が日増しに増えています。

やはり無理に意識しての観光戦略よりも、これが観光政策だと、大なたを振るわずともというよりは、そこに住む人々が心から自分たちの地域を誇りに思い、自分たちの地域をその地元の人たちが誰よりも、足元の歴史をよく知り、誰よりも地元を愛し、その思いを生活や日常の中で体現すれば、おのずとその空間は光り輝き、輝くそ

の史実や風景を見たい、行ってみたい、知りたいと思う人が自然と来訪してくださり、その対価として観光でも名を成すものだなと実感をしています。

志摩には、天の岩戸から、鸚鵡岩、初根姫、伊雑宮、横山などなどの史実景観、伊勢工比、あのりふぐ、的矢の無菌力キ、真珠などなど数え上げたら、それこそ数え切れなくらいにたくさん観光の光があります。どうぞ市民の皆さまには、もっともっと自分たちの地域の光を掘り起こし、世界にそれを発信し、観光が地域振興の真の力となりますように、ご協力をお願いいたします。

志摩市長 大口秀和





すくすくランド

11月の子育て支援事業のご案内



事業	とき	ところ
育児サークル こえびちゃん	毎週 土・日 10時～11時30分	浜島生涯学習センター ☎53・1511
育児サークル わらじっこ	毎週 火・金 9時30分～11時30分	大王第三保育所 ☎72・2264
園庭・遊戯室 開放	毎週火曜 9時～11時30分	大王第三保育所 ☎72・2264
	21日(木) 9時30分～11時	志島保育所 ☎45・2215
園庭開放	毎週 月～金 10時～12時	志摩幼保園 ☎85・3217
	毎週水曜 9時30分～11時	浜島幼保園 ☎53・0069
	7日(木) 9時30分～11時	下之郷保育所 ☎55・2347
	14日(木) 9時30分～11時	ひのぞが丘保育所 ☎55・0577
	28日(木) 9時30分～11時	ひまわり保育所 ☎55・0177

志摩子育て支援センター ☎85・0940

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎44・1117

事業	とき
センター開放	毎週月～金 9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談	

磯部子育て支援センター ☎55・1741

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時
ひよこクラブ (0・1歳)	26日(火) 10時～11時
ひよこクラブ (2歳以上)	29日(金) 10時～11時

※ひよこクラブは、事前申込をお願いします。

浜島子育て支援センター ☎53・1220

※電話番号が変更になりました

(場所：浜島幼保園内)

事業	とき
育児相談	毎週月～金 9時～12時、13時～16時
子育てサロン	9時～12時、13時～15時

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 105

「人権を考える市民の集い」の開催について

人権啓発推進課 ☎44・0227

FAX 44・5261

市と市人権啓発推進ネットワーク協議会では、毎年、市民をはじめ、各種団体や事業所などを対象として「人権を考える市民の集い」を開催しています。

今回は、社会活動家でテレビやマスコミなどで広く知られている「湯浅誠」さんの講演会です。

湯浅さんは、生活困窮者のために炊き出し用の米を集める「フードバンク」を立ち上げ、「自立支援サポートセンター・もやい」を設立。

2008年『年越し村』の村長としてホームレス生活者などに炊き出しを行い、メディアに大きく取り上げられました。

その後、内閣府参与に就任して緊急雇用対策本部貧困・困窮者支援チーム事務局長として活動されました。

現在は、社会問題となっている「ネットカフェ難民」問題をとりあげ、貧困者を食い物にする「貧困ビジネス」を告発するなど、社会的弱者に対する問題を訴えています。

その他、新生活を始めようとしてい

る人たちに連帯保証人を提供、ホームレスの人たちだけでなく、DV被害者がアパートを借りるときの連帯保証人がいなくて困っている人たちの支援もしています。これらの活動を批判する考え方もあると思いますが、当事者の人たちと接することで、見えていなかったさまざまな問題に向き合えるようになったそうです。

多重債務を抱えている人、生活保護受給者、派遣労働者、自ら命を絶ってしまった人、ホームレス、いずれもそれらの原因の一つとして貧困問題が潜んでいます。

取り組みの中で今まで取り上げられなかったこの問題を解決するための新しい道筋を見つめることに喜びを感じながら現在も活動を続けています。大きな注目を集めた「派遣村」が投げかけた問題は何だったのか。そして、その果たした役割とは・・・

私たちの身近にも同じような状況が潜んでいるのではないのでしょうか。

誰であろうと、どんな人であろうと、人権は尊重されなければなりません。生きて行くために必要な権利を平等に受けられる、こんな日本であってほしいと願います。

『人権を考える市民の集い』

とき 11月12日(火) 19時～

ところ 市立図書館

(阿児ライブラリー2階
アートホール)《入場無料》

図書館だより

新しく入った本を紹介します（★は児童書です）

伊勢神宮を造った匠たち

はしまかずなり 濱島一成／著【建築】

古代より伝わる式年遷宮に伴い、伊勢神宮の各殿舎の工事を手がけた建築工匠たち。時の政治や経済に翻弄されながらも、彼らはいかにして伝統を引き継いできたのか。

★とびばこのひるやすみ

むらかみ 村上しいこ／作【読み物】

昼休み、けんいちが体育館でとびばこの練習をしていたら、突然とびばこに手と足がはえてきた。しかも、とびばこは学校を「とびだしたい」と言い出した。

「ミスゼロ仕事」の段取り術

ふじいみほよ 藤井美保代／著【経営】

ミスをなくすためには、仕事を効率的にマネジメントする「段取り」の力が欠かせない。どんなに忙しくてもミスをしたくない段取りの基本を紹介する。

★しょうぶだしょうぶ!

のむらかずあき 野村一秋／作【読み物】

あーあ、やだな。先生すぐ怒鳴るんだもん。ぼくたちのこと、なんにもわかってないんだから…って思ってた。ぼくが怒られた。もう、いやだ!しょうぶだ、先生。

イベント案内

館室名	とき	内容
市立	11月18日(月)11時～	おはなし会(赤ちゃんむけ)
	12月7日(土)11時～	おはなし会
志摩	11月23日(土・祝)14時30分～	よみきかせかい
	12月4日(水)11時～	よみきかせかい(赤ちゃんむけ)
	12月7日(土)・8日(日) 9時30分～18時	図書・雑誌リサイクルフェア
磯部	11月16日(土)13時30分～	古文書学習会

カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
11/10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
12/1	2	3	4	5	6	7

○市立図書館休み □全館休み
△志摩・磯部・大王・浜島休み

スタンプラリー開催中

秋の読書週間にあわせ、市立図書館と志摩図書館では11月17日(日)までの期間、スタンプラリーを開催しています。くわしくは図書館まで。

歴史民俗資料館からのお知らせ

岡田文化財団助成事業

企画展

「円空さんと志摩」

好評開催中

期間 12月1日(日)まで

開館時間 9時30分～18時

(入館は17時30分まで)

休館日 毎週月曜日・11月28日(木) 聖観音立像(片田)



※500円で販売しています



紙本墨書大般若経(立神)

歴史講座を開催します

「測量隊がやってきた!」 ～幕末期の志摩国測量～

越賀には、文久3(1863年)の「御公儀様 御測量組内 諸入用割合控帳」という古文書が残されています。この古文書からわかる測量隊の実態、村でのもてなしと庄屋・肝煎など村役人の気苦労などをお話いただきます。

とき 12月8日(日) 13時30分～15時

ところ 磯部生涯学習センター研修室

講師 藤谷 彰 (三重県史編さん班)

参加費 500円

定員 30人

主催 磯部古文書学習会(共催:歴史民俗資料館)

申込方法 ☎55・2881へお電話ください

※定員になり次第締め切ります

三井住友海上文化財団派遣コンサート

加藤 訓子

KUNIKO KATO SOLO CONCERT

～ Spirit of Percussion in Shima ～

Program

JS.パツパ(編曲:権代敦彦)／主よ我らここに集いて
R.シューマン(編曲:加藤訓子)／トロイメライ
フレデリック・ジェフスキ／To the Earth～大地への賛歌～
ヤニス・クセナキス／ルボン
ゴスペル#229(編曲:加藤訓子)／アメイジング・グレイス
沖縄民謡(編曲:加藤訓子)／ていんさぐぬ花

ほか

※曲目・曲順などは都合により変更になる場合があります。
予めご了承ください。

日本を代表する世界トップの
打楽器演者が奏でる音の世界

とき **1月26日(日)** 開場13時30分 開演14時00分

ところ **阿児アリーナ ベイホール**

入場料 **全席自由 一般 1,500円 高校生以下 500円**

※本コンサートは、(公財)三井住友海上文化財団の助成により低料金に設定しております。

※未就学児の同伴・入場はご遠慮ください。

販売開始日 11月23日(土) 9時～

※チケットの販売は、1人1回の購入につき2枚までとさせていただきます。

販売場所 阿児アリーナ・浜島生涯学習センター・大王公民館・志摩文化会館・磯部生涯学習センター (休館日除く)

託児サービス 先着10人(6か月から小学校低学年までのお子さん)

※1月15日(水)までに阿児アリーナまでお申し込みください。

主催 志摩市・志摩市教育委員会・三重県・(公財)三井住友海上文化財団

問い合わせ 阿児アリーナ ☎43・7000 FAX 43・7003

秋の文化イベントを紹介します

文化協会各支部を中心に今年も文化関係イベントが盛りだくさんです。
文化協会の主催事業を中心に秋の文化イベントを開催地区別にご紹介
しますので、それぞれの会場でお楽しみください。

地区	イベント名	とき	ところ	問い合わせ
浜島	短歌大会	11月12日(火)	浜島生涯学習 センター	教育委員会 浜島分室 ☎53・1511
	俳句大会	11月24日(日)		
	合同演芸発表会	11月17日(日)		
	囲碁大会	11月16日(土)		
志摩	第12回志摩町美術展	11月15日(金) ～17日(日)	志摩文化会館	教育委員会 志摩分室 ☎85・2222
磯部	第6回磯部支部美術展覧会	11月8日(金) ～10日(日)	磯部生涯学習 センター	教育委員会 磯部分室 ☎55・0142

宝くじ文化公演
三遊亭円楽・春風亭昇太二人会
11月28日に阿児アリーナで開催す
る宝くじ文化公演のチケットは、好評
につき完売いたしました。
なお、当日券の販売はございません
のでご了承ください。

問い合わせ 阿児アリーナ
☎43・7000 FAX 43・7003

完売御礼!

お知らせ

梅のせん定講習会

とき 11月19日(火) 13時30分
ところ 山口農園

(阿児清掃センター前)

対象者

市在住の梅栽培に興味のある人

内容 現地実習

※実際にせん定を行いますので、工具・手袋持参でお越しください。事前申し込みは不要ですので、当日会場へお集まりください。

問い合わせ 農林課

☎ 44・0288 FAX 44・5262

三重県最低賃金が

時間額737円に改定

県最低賃金は、10月19日から13円引き上げられて「時間額737円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど)を問わず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、県最低賃金とは別に、産業別最低賃金が定められています。

また、最低賃金の引き上げに対応して、さまざまな課題に取り組む中小企業の皆さんに無料相談窓口として、中

小企業相談支援事業・三重県最低賃金総合相談支援センター(☎059・226・0033)を設置していますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ 県労働局賃金室

☎ (059) 226・2108

労働保険の加入手続は

おすすめですか？

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主または労働者の意思の有無にかかわらず、必ず加入することが法律で定められています。

くわしくは、お問い合わせください。

問い合わせ

☎ (059) 226・2100

人権を考える市民の集い

次のとおり開催しますので、皆さんお誘い合わせの上多数ご参加ください。入場無料です。

とき 11月12日(火) 19時開演

ところ

阿児ライブラリー2階

講師

湯浅 誠さん(社会活動家)

演題 「貧困と人権 つながりの中で生きるために」
講師紹介

反貧困ネットワーク事務局長、NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事。90年代より、野宿者(ホームレス)支援に携わる。「ネットカフェ難民」問題を数年前から指摘し火付け役となるほか、貧困者を食い物にする「貧困ビジネス」を生疑するなど、現代日本の貧困問題を現場から訴え続ける。

☎ 44・0227 FAX 44・5261

イベント情報

フラ健康体操

フラダンスで健康に！

ハワイアンミュージックをBGMに、フラダンスの経験がない人でも簡単にできる健康体操です。

とき 11月13日(水)

10時~11時(受付9時~)

ところ 阿児アリーナ

参加費 500円

定員 40人

持ち物 動きやすい服装・タオル・バスタオル・飲み物

申し込み 事前に電話またはFAX

(当日受け付けもあります)

申し込み・問い合わせ

☎ 44・4450 FAX 44・4460

地域福祉フェスタ2013

in大王町 開催のお知らせ

助けあい、つながりあい、安心して暮らせる志摩市の実現を目指して策定した第2次志摩地域福祉活動計画を啓発・推進するため、志摩地域福祉フェスタ2013 in 大王町を開催します。皆さん、お誘いあわせの上ご来場ください。

とき 11月23日(土)祝 10時~14時45分

ところ 波切小学校

内容 福祉体験・福祉活動啓発ブース、非常時体験、模擬店、子どもたちの体験ゾーンなど

※内容は変更になる場合があります。

問い合わせ

地域福祉課 ☎ 44・0283
市社会福祉協議会本所 ☎ 44・5260 FAX 44・5260
☎ 56・1600 FAX 56・1601

第16回パエリアコンクール

in志摩開催！

とき 11月30日(土)

※雨天の場合は12月1日(日)に顺延11時~(受付9時30分、開会式10時15分)

ところ 志摩スペイン村

定員 50組

(1組4人以内のグループ)

参加費 1組8,000円

申し込み・問い合わせ

市観光協会 ☎ 46・1112 FAX 43・8321
info@kaniko-shima.com

第9回御食つ国志摩

ええもん試食・即売会

地元志摩の特産品が勢揃い!

見て、食べて、聞いて、志摩の「ええもん」を発見しよう!!
当日は特産品が当たる抽選会があります。

とき 11月16日(土) 9時~14時
ところ 市商工会館
問い合わせ 市商工会 ☎44・0700

「志摩の自然の中でのんびりアートを楽しまう!」アトリエ・エレマン・プレゼン2013夏季講座「作品展」

今年の夏にダウン症の人々がともやま公園周辺で創作活動を行いました。その時に制作した作品を展示します。

とき 11月28日(木)~12月23日(月) 9時~17時
(最終入館は16時30分まで)
ところ 絵かきの町・大王美術 ギャラリー

休館日 火曜日、水曜日
入館料 一般 200円
高大生 100円
中学生以下 無料
問い合わせ 絵かきの町・大王美術ギャラリー ☎72・4336 FAX 72・4317

☎d-artgallery@city.shima.lg.jp

第8回 パールブリッジ

ウォーキング・ジョギング大会

とき 12月15日(日) ※小雨決行
受付8時30分~ オープニング9時20分 出発10時20分ごろ
ところ 志摩幼稚園 駐車場(スター・ゴール)

5キロコース

(ウォーキング・ジョギング) 越賀浦折り返し
(フルディックウォーキング) 越賀浦折り返し

10キロコース

(ジョギング) 御座港手前折り返し
参加費

クラブ会員 小学生 200円
高校生以上 300円
非クラブ会員 小学生 400円
高校生以上 600円

その他 メディカルサポート活用事業(県)や海産物、宿泊券、パーク入園券などが当たる抽選会もあります。

申し込み方法 電話またはFAX(当日参加可)
申し込み・問い合わせ NPO法人 志摩スポーツクラブ(志摩B&G海洋センター内) ☎85・1123 FAX 84・0028

☎s-club@shima.cty.ne.jp

第2回みんなでふれ愛♥しま国際交流フェスティバルを開催します!

大好評だった第1回目に引き続き、今年も『みんなでふれ愛♥』をテーマ

に、フェスティバルを開催します!

各国の食・雑貨マーケット・ワークショップ体験などのブース、ステージでは音楽演奏や歌の披露と、盛りだくさんの内容になっています。

とにかくみんな一緒に体感できる異文化交流パーティーとして、子どもから年配の人まで楽しめる内容になっていますので、たくさんの方のご来場をお待ちしております!

とき 11月24日(日) 10時~16時
ところ 市商工会館

募集

申し込み問い合わせ 国際交流協会 ☎090・2945・6896(担当:山本) 協会ホームページ <http://www.shima-kokusai.com/>

募集

第7回美し国三重市町対抗駅伝出場選手選考会

2月16日(日)に、第7回美し国三重市町対抗駅伝が開催されます。市でも本大会への出場選手を決定するため、選考会を実施します。

出場を希望する人は、市教育委員会事務局までお問い合わせください。

選考会 12月7日(土) 10時(受付9時)
ところ 磯部ふれあい公園 多目的広場

申込期限 11月29日(金)
問い合わせ 生涯学習スポーツ課 ☎44・0339 FAX 44・5263

平成26年度三重大学医学部医学科推薦入試地域枠B

市では、推薦要件を満たし、地域医療に貢献する意志がある希望者から対象者を選抜して、三重大学に推薦します。

推薦人数 2人以内
選抜方法 市長・指定病院長などによる面接
面接日時 11月22日(金) 13時

※推薦要件・提出書類などについては、市ホームページを参照してください。
※応募にあたっては、学校長の推薦が必要になります。

問い合わせ 健康推進課 ☎44・1100 FAX 44・1102

平成25年度自衛官募集

募集種目

○自衛官候補生(男子・18歳以上27歳未満)
試験日 11月29日(金)・30日(土) いずれか1日

○陸上自衛隊高等工科学校(男子・17歳未満)
試験日 11月27日(水) いずれか1日

募集期限 11月27日(水)
試験日 推薦 1月11日(土)~13日(月) いずれか1日

募集期限 推薦 12月6日(金)
一般 1月10日(金)

○陸上自衛隊高等工科学校現地説明会
とき 11月30日(土)・12月1日(日)
その他 現地までの送迎あり
問い合わせ 自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 ☎(0596) 23・3880

相談

女性に対する暴力をなくそう

11月12日(火)から25日(月)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。ストーカー行為や配偶者などによる暴力(DV)は「犯罪行為」であり、放置するとさらに重大な犯罪へ発展する危険性があります。

ストーカー・DVの被害については、早期に警察などの関係機関に相談すれば、被害者の立場での対応が講じられるほか、迅速な解決が見込めます。ひとりで悩まず、相談窓口へご相談ください。

相談窓口

- 県警察本部ストーカー対策係
☎(059) 222・0110
内線3054
- 配偶者暴力相談支援センター
☎(059) 231・5600
- 鳥羽警察署
☎(0599) 25・0110

職場のトラブルについて相談ください

県労働局の総合労働相談コーナーでは、パワハラ、職場での上下関係に関する悩み、サービス残業など、職場での悩みや相談に対して、紛争当事者に対して指導、助言やあっせん(話し合いの機会)を行っています。

総合労働相談コーナーは、県内の7箇所に設置されています。

くわしくはお問い合わせください。

なお、三重労働局ホームページ(HP)
<http://www.mie.roudoukyoku.jp>

お問い合わせ 三重労働局総務部企画室
☎(059) 226・2110

市こころの相談

こころの病やこころの健康づくりに関して、保健師による面接相談を行っています。

- とき 11月19日(火)
9時~12時、13時~16時
- ※要予約(11月18日(月) 12時まで)
- ところ 総合保健センター
- 申し込み・問い合わせ
総合保健センター ☎44・1100
磯部・大王保健センターでも随時相談を受け付けています。

こころの健康相談

専門医や保健師によるこころの健康相談を受け付けています。

- とき 11月21日(木)
13時~15時※要予約
- ところ 県伊勢庁舎(相談室1)
- 問い合わせ 伊勢保健所
☎(0596) 27・5148
FAX(0596) 27・5253

年金事務相談

- とき 11月13日(水)
10時~12時・13時~15時
- ところ 市商工会館
- 持ち物
①年金手帳・基礎年金番号通知書②職歴書③以前に年金加入期間を調べたことがあればその回答④年金受給者の人は年金証書または年金額改定通知書など⑤印鑑

※配偶者がいる場合、①~④は配偶者の分もご持参ください。
※代理人が相談するときは、委任状が必要です。

- 問い合わせ 伊勢年金事務所
☎(0596) 27・3601
FAX(0596) 28・4311

家庭児童相談室

家庭相談員などが、18歳未満の子どものための相談を受け付けています。電話での相談も可能です。

- また、必要に応じて、発達検査などを行うこともできます(要予約)。
- とき 平日 9時~12時、13時~16時
- ところ 市福祉事務所
- 問い合わせ 家庭児童相談室
☎・FAX 44・4866

母子相談・女性相談

母子自立支援員が、ひとり親家庭・寡婦からの相談を受け付けします。

また、女性相談員が、女性からの相談(配偶者からの暴力についてなど)を受け付けします。

- とき 平日 9時~12時、13時~16時
- ところ 市福祉事務所
- 問い合わせ ふくし総合支援室
☎44・0270 FAX 44・5260

巡回公証相談

伊勢公証役場の公証人による巡回公証相談を行います。

- 相続・遺言、離婚、任意後見、金銭・土地建物の貸借契約などの公正証書作成や会社などの定款認証その他について公証人が相談に応じます。
- とき 11月21日(木) 14時~16時
- ところ 市役所2階 会議室
- 申し込み 要予約(前日まで)
- 問い合わせ
ふくし総合支援室
☎44・0280 FAX 44・5260

無料登記相談

登記全般(土地の境界、土地分筆、合筆、建物新築、増築、解体、相続、売買、贈与、会社設立など)の相談を行います。

- とき 11月16日(土) 13時~16時
- ところ 鶉方公民館 ※予約不要
- 相談内容 登記全般(土地の境界、土地分筆、合筆、建物新築、増築、解体、相続、売買、贈与、会社設立など)
- 問い合わせ
県土地家屋調査士会伊勢支部
有竹良行 ☎43・9800



「校歌の卒業式」上映 9/15

大王町の船越中学校の閉校記念事業として制作した映画「校歌の卒業式」が阿児アリーナで上映されました。出演した同中卒業生や地元住民のほか、県内外から約500人が訪れ会場は満席になりました。上映後の舞台挨拶では、同中の卒業生で「隆」役を演じた橋爪吉平さんが「閉校はさみしいけど、この地域に生まれたことを誇りに持って未来に向かいたい。全国の閉校する地域でも見てほしい」と話していました。



バレーボール教室 9/14

Vリーグ岡山シーガルズの選手によるバレーボール教室が阿児アリーナで開催されました。教室には、市内のスポーツ少年団やクラブ活動でバレーボールに取り組む小中学生ら230人が参加し、ロンドン五輪で銅メダルを獲得した志摩市出身の山口舞選手らから、基本練習など指導を受けました。



安乗の人形芝居 9/16・17

阿児町の安乗神社で、400年以上受け継がれている伝統芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されている「安乗の人形芝居」が行われました。今年台風の影響で1日順延になりましたが、観客は人形保存会の奉納上演や安乗小・中学生の熱演を通して、志摩の伝統芸能を楽しみました。



すこいやんかトーク 9/14

鈴木知事と各分野の第一線で活躍する県民との懇談会「みえの現場・すこいやんかトーク」が阿児町の志島公民館で開かれ、漁業の後継者育成に取り組む「畔志賀塾」の城山秀治代表と塾生8人が、漁業の現場について今後の課題など活発な議論を交わしました。知事は、「県の来年度予算案で、水産業に力を入れる」と支援を表明しました。



国民体育大会出場選手壮行会 9/17

市役所で、東京都で開催される第68回国民体育大会に三重県代表として志摩市から出場する選手の壮行会が行われました。市長らから激励を受けた選手たちは、「去年の成績を上回り、優勝できるよう頑張ります」と活躍を誓いました。

北村駿馬 伊勢高校3年 ゴルフ
 安田樹生 宇治山田商業高校2年 相撲
 小川和陽 宇治山田商業高校2年 相撲
 川口あみ 浜島中学校3年 サッカー
 石川亮司 水産高校 相撲(監督) 敬称略



わらじ祭り 9/15

大王町波切で、県の無形民俗文化財に指定されているわらじ祭りが行われました。波切神社では、わらじ曳き神事が行われ、巫女による舞の奉納のあと、「じーじんざい、じーじんざい、ひーすの、はーすの・・・」というお囃子の元、稚児が扇子を持ち踊り、子どもたち全員でわらじを大王島の方角に向かって引きました。



市へ義援金が寄託されました 10/9

磯部町在住の梅田きよ子さんが、市へ義援金5万円を寄託されました。義援金は、「磯部手編み教室」を主宰する梅田さんが、東日本大震災で被災した人々のために何かをしたいと、9月に自身の作品の展示即売会を開催した売り上げの一部で、義援金を贈るのは今回で2回目とのこと。市長は「このように継続して支援をしていただけたというのは非常にありがたい」とお礼を述べ、梅田さんも「今後も続けていきたい」と話していました。義援金は、日本赤十字を通じ、被災地へ贈られます。



防災備蓄用品を整備しました 9/30

伊雑宮周辺地区構想市民協議会は、国の補助事業を活用して、防災備蓄用品を整備しました。万が一の災害の備えとして、「非常用保存水」・「非常用保存食アルファ米」・「レスキューシート」を上之郷公民館に備蓄しました。



あおりふぐ祭り 10/12

阿児町の安乗漁港で、あおりふぐ協議会の設立十周年を祝うあおりふぐ祭りが開催されました。祭りでは、関係者らが豊漁を祈願したあと、安乗保育所の子もたちによるトラフグの稚魚の放流やあおりふぐ音頭が行われました。また、あおりふぐ汁の振る舞いも行われ、訪れた多くの人々は、一足早く冬の味覚を楽しみました。



夢の教室 9/30・10/1

鵜方小学校で、日本サッカー協会による「夢の教室」が行われました。教室は、JリーグやなでしこリーグなどのOB、OGが「夢先生」として子どもたちに授業を行うもので、鵜方小学校の5年生113人が授業を受けました。授業では、体育館でのゲームや教室での先生とのトークで、子どもたちは夢を持つことの大切さや仲間と協力することの大切さを学びました。



ええじゃんかまつり 10/13

阿児アリーナで、ええじゃんかまつりが行われました。祭りでは、豊年や大漁、安全を祈願、感謝し、ますます「ええこと」が続きますようにと始まったもので、今年で19回目となります。ステージでは、餅まきや踊りのコンテストなどが行われ、園児らが踊る「チビッコええじゃんか」では、家族など大勢が見守る中、子どもたちが元気に踊りを披露しました。



総合防災訓練 10/5

南海トラフを震源とした巨大地震を想定した総合防災訓練が市内各地で行われ、市民約8,700人が参加しました。神明小学校では、地域住民約180人が参加し、体育館での避難所運営訓練や救援物資の搬送訓練のほか、地区の婦人会を中心とした有志と自衛隊が協力した炊き出し訓練が行われました。

みみて志摩の国チャンネル

商工会インフォメーション

「ここに志摩〜ス!!」今月の内容はこちら!

「賢島パークホテルみち潮」さん

「有限会社ヨット」さん

視聴者特典もあります。

皆さんぜひご覧ください!

ケーブルテレビ デジタル123ch、アナログ6ch
放送時間 (6時~翌4時)

毎時	00	志摩の国チャンネル
	20	商工会インフォメーション
	25	かわら版
	30	志摩の国チャンネル (再)
	50	商工会インフォメーション
	55	かわら版

※時間、内容などは予告なく変更となる場合があります。

であう、
ふれあう、
地域の魅力



○番組内容

志摩の国チャンネル

行政情報や防災情報など暮らしに役立つ情報のほか、市内で活動する市民団体などを紹介します。

商工会インフォメーション

商工会からのお知らせと市内のお店を紹介します。お店紹介では、視聴者特典も!

かわら版

行政情報やイベント情報などを文字とナレーションでお知らせします。

問い合わせ 市長公室 ☎44・0200 FAX 44・5252

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

🌐 <http://www.city.shima.mie.jp/kurashi/sumai/shimanokuni-channel/>



SHIMA

人事

交流

現在、大河ドラマ「八重の桜」が放映されていますが、戊辰戦争においての会津藩と郡上藩の繋がりをご存知でしょうか。

郡上藩は、長い間恩恵を受けてきた徳川幕府を最後まで助けるか、官軍に従うか悩んだ結果、表向きは官軍に味方をし、裏ではこっそり徳川幕府を助けようと、ひそかに会津へ出陣を命じられたのが凌霜隊でした。郡上藩江戸詰家老、朝比奈藤兵衛の長男、朝比奈茂吉(当時17才)を隊長とする藩士47名をひそかに脱藩させ会津へ向かわせたのです。

途中、小山宿、塩原などで交戦し、会津若松城へ入り、再編された白虎隊と組んで開城の日まで防衛にあたりました。開城後、生き残った凌霜隊の勇士30余名は、罪人として郡上八幡へ護送され、のち長敬寺に預けら

れ、明治3年の3月、赦免が言い渡されました。

郡上八幡城付近には、凌霜隊に関するお寺や碑などがあります。自然だけでなく、歴史のまち郡上も散策しにお出かけしてみてください。

まちづくり課 畑中 義史

朝比奈茂吉



郡上の凌霜隊碑

編集・発行 / 志摩市 市長公室 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098-22

☎ (0599) 44-0200 FAX (0599) 44-5252

🌐 くわしくはWEBで 志摩市役所 検索

✉ shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

広報しまへのご感想・ご意見を
お寄せください。



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

→市の携帯電話用ホームページはこちら

